

八木支所・市支所・神代支所 店舗統合のお知らせ

平素は、格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび本所会館の新築に伴い令和3年5月10日(月)に、1階を中央支所とし、現在の八木・市・神代支所の信用・共済事業を統合させていただくことになりました。

組合員・利用者の皆様には、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

現在のお取引店舗		➔	今後のお取引店舗	
名称	八木支所		名称	中央支所
店番	011		店番	011
住所	南あわじ市八木鳥井440-2		住所	南あわじ市市青木18-1
現在のお取引店舗		➔		
名称	市支所			
店番	012			
住所	南あわじ市市三條860-1			
現在のお取引店舗		➔		
名称	神代支所			
店番	013			
住所	南あわじ市神代地頭方1462			

※原則、お取引内容は中央支所にそのまま引き継ぎさせていただきますが、お手続きが必要となる場合がございます。

※お手続きが必要となるお取引につきましては、令和3年3月下旬頃に改めてご案内させていただきます。

※各種お手続きにおいて、JA職員がキャッシュカードを預かったり、暗証番号を聞くことなどは絶対にありません。詐欺等には十分ご注意ください。

以上

Q&A

Q 1 通帳等はどうなるのか。貯金や振込みなどについて、どのような手続きが必要なのか。

A 1 店舗の名称・店番は**中央支所(011)**となりますが、原則として口座の番号は変わりません。
お持ちの通帳・各種カードについては、そのままご使用いただくことができます。

【注1】引き落としについて

各種引き落としの指定口座となっている場合も、組合員・利用者様によるお手続きは基本的にございませんが、一部お手続きが必要となる場合がございます。

【注2】振込について

他金融機関からの振込や共済組合・企業年金等の一部の年金、給与の振込先の口座としてご指定いただいている場合には、変更のお手続きが必要となります。

お手続きが必要となるお取引につきましては、令和3年3月下旬頃に改めてご案内させていただきます。

Q 2 現在加入している共済契約について、何か手続きは必要なのか。

A 2 組合員・利用者様によるお手続きはございません(現在ご加入いただいております共済の証書についても、原則としてそのままご利用いただけます)。
お取引内容は**中央支所**に引き継ぎさせていただきますので、共済金のご請求など各種お手続きにつきましては、**中央支所**までご連絡ください。

Q 3 融資・ローン契約があるが、何か手続きは必要なのか。

A 3 組合員・利用者様によるお手続きはございません。お取引内容は**中央支所**に引き継ぎさせていただきます。

Q 4 店舗統合後の最寄りの相談窓口はどうなるのか。

A 4 店舗統合後の最寄り窓口は**中央支所**となります。
当支所をご利用の組合員・利用者様にはなるべくご不便をお掛けしないよう、訪問活動(出向く体制)を強化し、各種ご相談に対応させていただきます。

※その他、何かご不明な点がございましたら、窓口までお問い合わせください。

八木支所 TEL 0799-42-0020

市支所 TEL 0799-42-0018

神代支所 TEL 0799-42-0022